２　法第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項第二号の三、第八十二条の四第一項、第百二十五条第四号、第百三十一条第二項及び第百五十二条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第十三条　法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ　［略］

ロ　法第五十八条の二第二項の認可を受けて行う会員以外のもの（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外のものに対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

［ハ～ホ　略］

二　次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ　法第五十八条の三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項ただし書（法第五十八条の五第五項において準用する場合を含む。）又は第五十八条の五第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の認可を受けた認可対象会社（法第五十八条の三第三項又は第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）を子会社（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき。

ロ　銀行法第三十七条第一項の認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ハ　［略］

［三・四　略］

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十四条　法第三十二条第六項（法第五十八条の四第九項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第十八項、第四十七条第五項、第四十七条の二第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第五項、第六十三条第三項、第六十九条第三項及び第八十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第百二条並びに第百十五条を除き、以下同じ。）とする。

［一・二　略］

三　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第四十五条第七項第一号及び第五十条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

［四・五　略］

［2～4　略］

２　法第九十四条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十二条第三項第六号、第四十五条第三項及び第五項第二号の三、第八十二条の四第一項、第百二十五条第四号、第百三十一条第二項並びに第百五十二条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第十三条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　法第五十八条の二第二項の規定による認可を受けて行う会員以外のもの（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金の受入れ及び会員以外のものに対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

［ハ～ホ　同上］

二　［同上］

イ　法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項の規定による認可を受けた認可対象会社（法第五十八条の三第三項又は法第五十八条の五第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）を子会社（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき。

ロ　銀行法第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ハ　［同上］

［三・四　同上］

（金庫等が保有する議決権に含めない議決権）

第十四条　法第三十二条第六項（法第五十八条の七第三項において準用する場合を含む。）、令第五条第五項並びに第四十五条第十五項、第四十七条第五項、第四十九条第三項、第五十条の二第四項及び第八十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第百二条並びに第百十五条を除き、以下同じ。）とする。

［一・二　同上］

三　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第五十条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

［四・五　同上］

［2～4　同上］